

令和8年度
鈴鹿亀山地区広域連合
地域包括支援センター運営方針
(案)

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

令和8年4月

1 地域包括支援センター設置の目的

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）管内の鈴鹿市民、亀山市民が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが必要であり、そのためには、医療・介護・福祉等に関わるような幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。こうした連携・調整を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターを設置する。

2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 地域包括支援センターは、10か所の日常生活圏域ごとに設置し、地域包括支援センターの事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて、事業を実施する。
- (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）と密接に連携しつつ、一般社団法人長寿社会開発センター作成の最新版「地域包括支援センター運営マニュアル」で示される運営における基本視点、「公益性」の視点、「地域性」の視点、「協働性」の視点から事業を実施する。

3 業務共通事項の実施指針

(1) 事業計画の策定と評価・改善

ア 地域包括支援センターは、担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、圏域住民へわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。

イ 地域包括支援センターは、広域連合が定める方法により事業についての評価を行うとともに、この評価結果と、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会における事業についての評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行う。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターは、人口動態等の量的データや介護保険事業計画、センターが行う実態調査や日常的な地域活動及び地域ケア会議等を通じて、担当圏域における高齢者のみ世帯等の高齢者の実情や利用者のニーズを把握し、

重点的に行うべき業務を定めて業務を実施する。

(3) 職員の確保・職員の姿勢

ア 地域包括支援センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行う。

イ 地域包括支援センター長は、センター全体や各職員の業務量を把握し、3職種が専門性を活かしたチームアプローチが出来るようマネジメントを行う。また職員間で目的・目標の共有、課題認識の共有をし、業務の進捗や課題を確認・評価できるようマネジメントを行う。

ウ 地域包括支援センター職員は、圏域住民の支援にあたっては、常に住民の最善の利益を図るために、自己研鑽に努める。あわせて、地域の関係機関等とのネットワーク構築の観点から、情報共有、業務協力、交流等を通じて、専門職間の連携を効果的に進める。

エ 地域包括支援センター職員は、3職種のチームアプローチや、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効果的な高齢者支援を行う。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターは、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、個人情報保護法を遵守する。また、個人情報保護方針を整備し、情報管理を徹底する。

(5) 利用者満足度の向上

ア 地域包括支援センターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備し、苦情内容をもとに業務改善を行う。

イ 平日の来所相談等が困難である家族介護者等に対応するため、事前の予約により土曜日に面接相談等の対応を行う。

(6) 広域連合、基幹型センターとの緊密な連携

地域包括支援センターは、基幹型センターが開催する地域包括支援センター長会議、地域包括支援センター連絡会議（鈴鹿市）、専門職別ワーキング、その他各種会議、研修会への出席を通じて、広域連合、基幹型センターと緊密な連携を図る。

(7) 公正・中立性の確保

- ア 地域包括支援センターは、介護サービス事業所、施設、居宅介護支援事業所等の紹介を公正・中立に行う。
- イ 地域包括支援センターは、公正・中立性の確保のため、広域連合が行う鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会への報告・説明等に協力する。

4 地域包括支援センターの業務

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

- (ア) ワンストップ窓口を基本に、相手の立場に立って対応し、必要に応じて適切な保健・医療・福祉・介護等のサービスにつなぐ等、サービス調整も含め、専門的・継続的な視点で相談業務を行う。
- (イ) 相談経路・内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決のために、緊急性に応じた進捗管理や高齢者以外の他分野との連携等、必要な対応を行う。また、対応ルールの作成や研修を行い、職員の実践力の向上を図る。
- (ウ) 相談事例の効果的な解決等のために、関係機関（介護サービス事業者、医療機関、地域づくり協議会（鈴鹿市）、地域まちづくり協議会（亀山市）、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等）の会議・行事等への積極的な出席を通じて、地域における関係機関とのネットワークを構築する。
- (エ) 高齢者支援等に関するインフォーマルサービス等、地域の社会資源を把握・開発する。
- (オ) 家族介護者等を対象に、介護負担軽減を目的とした支援や、介護者が求める情報の提供、離職防止のための情報の提供等を適宜行う。
- (カ) 複合的な課題を持つ世帯からの相談内容を把握・分析・整理し、相談者のニーズに応じて関係機関と連携し、支援する。
- (キ) 三重県が配置する若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症の支援に努め、三重県と連携し、情報の発信を行う。
- (ク) 身近な相談窓口として認知度を高めるため、あらゆる機会をとらえ、圏域住民に対し、幅広く周知する。

イ 権利擁護業務

- (ア) 生活困窮等の問題を抱えた高齢者が、自らの権利を理解して行動できるように支援する。
- (イ) 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図る。
- (ウ) 高齢者を虐待から保護する必要があるときは、市との協議や関係機関との連携を行い、適切かつ迅速な対応を行う。
- (エ) 消費者被害防止のための関係機関との連携や、権利擁護に関する啓発のための取組を実施する。
- (オ) 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる見守り体制等の環境を整備する。
- (カ) 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ出席、助言を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (ア) 介護支援専門員に対する相談窓口を設置するとともに、専門的な見地からケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言を効果的に行う。また、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、広域連合、鈴鹿市、亀山市、基幹型センター及び関係機関と連携・調整の上、支援会議、事例検討会・研修会等を開催するとともに、制度や施策に関する情報提供等を行い、その内容について、基幹型センターを通じて広域連合へ報告する。
- (イ) 地域の介護支援専門員に対して、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、支援困難事例への個別指導・助言を効果的に行う。
- (ウ) 介護支援専門員が、医療機関との連携やインフォーマルサービス等の社会資源の活用が円滑に行えるよう、地域の関係機関・関係者のネットワークを活用した支援を行う。
- (エ) 指定介護予防支援事業者の指定を受けた、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する、介護予防サービス計画を確認・検証をし、適切なサービス計画が策定できるよう支援を行う。

エ 地域ケア会議関係業務

- (ア) 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の開催を通じて、困難事例等の個別

事例の課題を解決するとともに、地域の課題を把握する。なお、上記会議は、地域づくり協議会（鈴鹿市）、地域まちづくり協議会（亀山市）、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等との連携といった地域の実情に応じて開催するとともに、地域ケア圏域会議については、地域の関係機関等の意見を聴取して事例やテーマの選定等を行う。

- (イ) 地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議により多くの介護支援専門員等が会議を通じてスキルアップが図れるよう配慮し、多職種による横のつながりの構築に努め、自立支援について広く周知啓発を行う。
- (ウ) 地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議で抽出された地域課題を、地域ケア圏域会議の議論を通じて解決する。また、広域連合の定める方法に従い、地域の課題を広域連合、基幹型センターに報告する等、三層構造の地域ケア会議を通じて、地域の課題解決を図る。

オ 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

- (ア) 地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。
- (イ) 指定介護予防支援事業については、「鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成27年4月1日施行）を遵守し、介護保険における要支援者一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努める。
- (ウ) 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、旧介護予防訪問介護・通所介護相当サービスに加え、短期集中予防サービスや住民主体のサービス等の多様なサービスの活用を推進する。
- (エ) 居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、適正に委託することとし、台帳への記録及び進行管理を行う。
- (オ) 地域包括支援センター業務の運営全般の安定性を確保する観点から、地域包括支援センターの専門職と介護予防支援業務の担当者の密接な連携を図り、業務量等の平準化に努める。
- (カ) 介護予防に意欲的に取組もうとする高齢者に対しチェックリストを活用

して、生活機能、心身機能等を把握し、生活機能の低下を予防できない現状や要因の特定及び課題分析から一般介護予防事業の紹介等の必要な情報提供、高齢者本人が地域における集いの場に自ら積極的に参加していく等、セルフケアを継続できるようアドバイスを行う。また、ケアマネジメントの一定期間後、状態をアセスメントし、必要時、地域の社会資源や一般介護予防事業の紹介等の情報提供、セルフケアの継続についてアドバイスを行う。

(2) 広域連合指定事業

ア その他の包括的支援事業

前項に掲げる以外の包括的支援事業については、別に定める「令和8年度鈴鹿市（亀山市）における地域包括支援センターとの連携方針」に基づき業務を行う。

イ 介護予防普及啓発等

(ア) 高齢者の生活支援にかかわる制度、在宅介護等に関する情報や、利用方法等について啓発を行う。

(イ) 出前講座等の機会を通じ、圏域住民へ介護予防、自立支援等についての啓発を行う。

ウ 担当圏域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への参加

次に掲げる事業所が行う運営推進会議または介護・医療連携推進会議等に参加し、必要な助言等を行うこと。

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(イ) 地域密着型通所介護・療養通所介護

(ウ) (介護予防) 認知症対応型通所介護

(エ) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 災害・感染症対策と対応

災害や感染症の発生時に備え、BCPに基づき、必要な介護サービスや支援が持続的に提供できるよう、要援護者等の把握、危機管理体制の整備等、関係機関との連携を図り、体制を構築する。